

第1章 信託総論

第1節 総説

第1 はじめに

信託に関する登記についての理論及び実務を検討する場合、信託法が英米法によって発展してきたものであり、大陸法をベースにした不動産登記法とは異なる法体系に属するものであることを認めなければならない。その結果、不動産登記制度の一般的な理論が信託法の枠内において純粋に機能する場面は限定されることになり、多くの場合、まず民法の体系に従って信託法の各条文を整理することから始まって、その後、不動産登記法の関係規定への当てはめという二重の技術的な作業が必要となるのである。

例えば、信託財産たる土地を合併することができるかという問題について、信託の登記を一種の処分の制限の付着した所有権として位置づけたり、信託当事者を拘束する債権的な制約として位置づけることにより結論を導き出すとか、受益者が登記申請人となる場合の申請人適格を説明するために、受益権の性質を物権又は債権のいずれかに位置づけることによって、不動産登記法上の説明が可能となるであろう。

ところで、不動産登記法の信託に関する規定は、旧信託法の制定時の通説である債権説を意識して立案されたものと考えられている。現行信託法も債権説に立脚して立案されている。しかしながら、水と油の関係にたとえられる信託と民法の関係に対して、不動産登記法の原則を維持しつつ、かつ不動産登記制度の中に信託を取り入れなければならない場合、債権説で全てを説明することは困難であり、むしろ、かつての有力説である実質的法主体説その他の説に立ったほうが、制度全体の整合がとれる場面も多々ある。

このように、信託に関する登記は、極めて特異な分野であるが、その特異

性を一言で言えば、直面する実務上の問題の多くが、信託の特殊性と不動産登記法の諸原則との矛盾に対して、その融和をどのあたりに求めるかということに尽きるのではないかと思われるのである。

本書は、そのような視点で登記実務の諸問題と向き合うものである。

第2 信託の定義(注1)

日常用語としての信託とは、一般的に「他人を信用してものごとを委託すること」であるが、法律用語としての信託は、信託法に定義された法的な財産管理制度を指すものである。

信託法2条1項によれば、信託とは、①信託契約、②遺言、③公正証書等によってする意思表示の方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。）に従い、財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものを言う。また、信託法3条によれば、①信託契約又は②遺言の方式によるときは、当該特定の者に対し、財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をすることを要するとされる。

(注1) 旧信託法では、「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産権ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ」と定義されていたが、信託財産の委託者と受託者間における移転を伴わない新たな類型である自己信託が明文で認められたことを受け、信託財産の移転については定義規定から除外される等、条文構成が大幅に改正された。また、定義規定に関する改正点として、①信託の対象が「財産権」（具体的な名称で呼ばれる権利）から「財産」に拡大され、②信託財産の独立性につき、「専ら受託者自身の利益を図る目的であってはならない」ことが明確化され、③受託者となるべき者のすべきことに、「その他の当該目的の達成のために必要な行為」が追加され、④「財産権ノ移転其ノ他ノ処分」から「財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分」と改正することにより新たに地上権や抵当権の設定的な移転が認められた等が掲げられる。

第3 信託制度の特徴

我が国の民法の法体系の下では、所有権は唯一絶対であり、物権とも債権とも言い難い全く別個の法体系として確立された信託という制度は、極めて異質な存在といえる。信託の性質をめぐっては学説の対立があり、それぞれの立場により信託の構造の説明を異にするが、いずれの説を採った場合においても次に掲げる点が信託制度の特徴として掲げられている（注2）。

- ① 他人による財産管理・処分のための法律制度である。
- ② 財産権は、委託者によって受託者に移転又は処分され、受託者はその名義人となる（ただし、自己信託には当てはまらない。）。
- ③ 受託者は、信託財産につき対外的に唯一の管理・処分権者となるので、委託者自ら信託財産上の権利を行使することはできない。
- ④ 受託者は、名義と管理権を取得するが、その任務の遂行、権利の行使は信託目的に拘束され、受益者のために行われなければならない。
- ⑤ 信託財産には、法人格がないが、受託者から独立している。
- ⑥ 信託は、委託者の受託者への強い信頼関係で成立するが、成立後は、個人的な関係が消滅しても、信託目的に従って、受益者の利益のために独立して存続する。

（注2） 三菱信託銀行信託研究会・信託の法務と実務〔5訂版〕5ページ、四宮和夫・信託法〔新版〕7ページ。

第4 信託に類似する制度

1 委任による代理

他人に委任した場合には、代理人は本人の利益のために当該財産を管理・処分しなければならないという点に着目すると、委任による代理は、経済機能上、信託に類似する側面を持つ。しかし、信託では、財産権が受託者に移転する（ただし、自己信託の場合には、財産は移転しない。）が、委任による代理では、財産権は委任者の名義のままである。信託では、管理・処分権が受託者に専属するが、委任による代理では、本人にも管理・処分権がある。また、委任による代理人のした無権代理行為が本人に追認され有効とな

ることがある（民法113条）。他に、信託は受託者が死亡しても新受託者が選任されることにより存続するが、代理は属人的な関係によって成り立っているため、当事者の死亡により終了する（民法111条）。更に、受託者の行為の効果は信託財産に及ぶが、直接的には利益帰属主体（受益者）に及ばないのに対し、代理人の行為の効果は本人に及ぶ等の差異がある。委任の場合には、他の一般的な契約関係と同様、原則として、裁判所が契約に関与する仕組みになっていない。

2 寄託と消費寄託

寄託は、当事者の一方が相手方のために財産を保管する契約であり（民法657条）、受寄者（受託者）への財産の引渡しが行われる点で信託と類似する。しかし、寄託は、受寄者に対して財産の占有権を移転するにとどまり、所有権を移転するものではないが、信託は、受託者に対して所有権まで移転するものである。また、受寄者は、財産を安全に保管して返還する義務を負うが（民法659条、662条、663条）、財産を運用したり、処分する義務を負わない。

金銭を目的物とする消費寄託（民法666条）は、財産の運用という面から信託と類似している。しかし、信託では、目的物である財産の運用は受益者のために信託目的に従って行われるが、消費寄託では、目的物は受寄者の完全な所有財産となり、その運用は受寄者自身のための受寄者の計算において行われるという違いがある。また、信託による運用収益は、受益者に帰属するが、消費寄託による運用収益は、受寄者に帰属する。

3 譲渡担保

譲渡担保が設定されると、担保の目的物の所有権が債務者から債権者に移転されるので、その部分が信託に類似しているとも言える。しかし、信託の受託者は、専ら受益者のために権限を行使するが、譲渡担保の債権者は、自己の債権保全のために担保権を行使するものであるという違いがある。

4 法人

法人の出資者（委託者）は、その出資財産（信託財産）を法人（受託者）

に帰属させ、役員（受託者）はこれを事業（管理及び処分）に充て、その収益を出資者（受益者）に配分する。このスキーム及び取締役（受託者）が死亡しても法人（信託）は終了しないという点が信託と類似する。もっとも、法人は法主体であり、信託には法人格がない。信託法では、会社法の規定に酷似する規定が新設されており、旧信託法と比較して法人との類似性が顕著になっている。

5 投資一任契約

投資一任契約は、投資家の委託した金銭につき、投資顧問会社が有価証券投資の一任を受けて運用する権限を委任されるものである（金融商品取引法2条8項12号口）。法的には委任契約であるが、受任者が投資家のために投資を実行するという機能は、信託に類似する。

第5 信託法の基本構造

信託法の基本構造は、旧信託法のそれと比べ、独自性が顕著となっているが、信託法の施行からまだ日が浅い現時点では、立案担当者の見解と、それを批判する一部の学説しかなく、今後の活発な議論を期待したい。なお、1990年代に萌芽した新たな信託観を掲げる一部の学説については、旧来の強力な学説の対立の殻を打ち破り、信託法の制定の大きな原動力となった点を評価すると、新旧のいずれに分類すべきか迷うところであるが、ここでは、2の旧信託法の学説の中に含めた。

1 立案担当者による整理とそれに対する批判

(1) 全体構造

信託法は、基本的には、旧信託法の制定当初からの有力説であり、かつ、旧信託法の起草者（池田寅二郎）も採用したとされる債権説に基づき立案された（注3）。また、立案に当たっては、米国統一信託法典（Uniform Trust Code）に多大な影響を受けたと言われる（注4）。

これに対し、信託法の基本モデルは、資産流動化信託であり、資産流動化論者の意向が大きく反映されたこと、その背景として、神田説が新信託法の

骨組みを形成し、能見説が規定振りの道筋を示したものであり、これらを基本モデルとしたことによって、一般法である信託の理念がなくなり、信託制度の信頼性が損なわれる危険性があるとの批判がある(注5)。更に同説は、自己信託の許容、信託の要物契約から諾成契約への変更、その他新たな信託類型の創設等についても、商事信託を念頭に置き、資産流動化を中心とする企業の再建、再生等に資する仕組みを提供するという資産流動化論者の意向が過度に反映された結果であると唱える(注6)。

(注3) 寺本昌広・逐条解説新しい信託法〔補訂版〕・商事法務25ページ。佐藤哲治・Q&A信託法26ページ。

(注4) 信託法の任意規定化、信託宣言、信託の併合・分割等、信託法の主要な改正箇所は、いずれも米国統一信託法典に類似する。寺本昌広・逐条解説新しい信託法〔補訂版〕・商事法務26ページ以下。UTCの研究は、樋口範雄「アメリカ信託法ノートⅠ・Ⅱ」弘文堂、大塚正民・樋口範雄編著「現代アメリカ信託法」有信堂が詳しい。

(注5)(注6) 新井誠・信託法〔第3版〕63ページ以下。

(2) 信託契約の効力発生時期

信託法上、「信託は、委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によってその効力を生ずる。」と規定されており(信託法4条1項)、信託が意思表示のみによって成立し、かつ、その効力が生じるとする、いわゆる諾成契約であることが定められた(注7)。従来の有力説である要物契約説(注8)は、立法的に否定されたことになる。

要物契約説に立った場合には、委託者から受託者に対する信託財産の処分があるまで、信託契約が生じないこととなり、その結果、信託財産の処分があるまでは、受託者に忠実義務等の各種義務も発生しないことになるが、立案担当者は、受託者の義務の発生時期が遅れると、受益者の利益が害されることから、早期の段階で、信託を成立させる必要性があるとし、更に要物契約説に立った場合には、当事者間で合意のみがされ、財産の処分がされていない段階であれば、信託契約の効力が未発生ということになるので、委託者はいつでも信託設定の意思表示を撤回することができてしまい、受託者等の

利益が損なわれる点を問題としている（注9）。

もっとも、諾成契約説によった場合でも、信託財産の分別管理義務（信託法34条）、その管理・運用に関する善管注意義務（29条2項）、信託財産に係る帳簿作成義務（37条1項）等の規定は、現実に信託財産の処分がされない限り、適用される余地はないと解釈するなど、信託の成立と、信託法の各規定の適用の有無を分けることによって、整合を取ろうとしている。

この点については、債権説に基づき立案されたとする信託法が、債権説と相容れない基本構造を有しているとの批判がある。すなわち、信託契約の効力発生時期については、財産権の移転がないのに、委託者と受託者の債権的な合意のみで信託が生じるとされたことは、債権説の下で通説であった旧来の諾成契約説（当事者の債権的合意によって信託が成立し、財産権の移転によって発効する）を否定するものであるとされる（注10）。

もっとも、定義規定（信託法2条）中に財産権の移転が要件とされていないのは、自己信託が新設された経緯からこのような書き振りとされたものであり、信託契約及び遺言信託において財産権の移転を不要とする趣旨ではないと解される（3条参照）。立案担当者も、財産権の移転は、信託契約の成立要件ではないが、自己信託以外の信託であれば、いずれかの時期に当然に財産権の移転は必要となり、移転時期がいつなのかという解釈の対立はあり得ても、およそ、財産権の移転を伴わず信託が存続することは考えていないと思われる。

（注7） 寺本昌広・逐条解説新しい信託法〔補訂版〕・商事法務41ページ。

（注8） 旧信託法では、「財産権を有する者（委託者）が、信託行為（信託契約又は遺言）によって、自分以外の他人（受託者）に財産権（信託財産）の名義や管理・処分権を帰属させ、一定の目的（信託目的）に従って、委託者本人又は他の第三者（受益者）のために受託者をしてその財産権を管理（広義の管理であって、保存、運用、改良、開発などを含み、不動産の賃貸若しくは修理又は金銭若しくは有価証券の運用、貸付等がすべてこれに属する。）又は処分（物又は権利の消滅又は変更を生じさせる行為を意味し、不動産の売却、制限物権・担保物権の設定、有価証券の質入れ等がすべてこれに属する。）させる法律関係」を言う

と考えられており、これを民法に当てはめると、①財産権の移転という物権的行為と、②受託者に管理・処分させるという債権的行為とで構成されるというのが通説的な考え方であった。立案担当者によれば、信託法には「物権的行為」が信託の要件とされていないものの、旧信託法の通説的な見解である債権説が否定されたものではないと考えられている。

(注9) 信託法改正要綱試案 補足説明4ページ。

(注10) 新井誠・信託法〔第3版〕62ページ。

(3) 信託財産の権利の移転時期

立案担当者によれば、信託財産の権利の移転時期については、物権変動一般と同様に、解釈に委ねられるとする(注11)。

(注11) 信託法改正要綱試案 補足説明4ページ、寺本昌広・逐条解説新しい信託法〔補訂版〕・商事法務42ページ。

(4) 受託者と受益者の地位の兼併

受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、信託の利益を享受することができない(信託法8条)。信託の本質は、信託財産から利益を享受する受益者とは別の存在である信託財産の所有者である受託者が、受益者のために信託財産の管理・処分を行い、これを通じて委託者の有していた財産を実質的に受益者に移転していくことにあるので、受託者が信託の利益を享受することは、この本質に反することになるからである。

ただし、期間が限定されている(信託法163条2号)ものの、受託者が受益者として信託の利益を享受する場合が許容されている。その場合には、受託者と受益者の地位の兼併が承認されている。受託者と受益者を対立概念として捉えてきた旧信託法の考え方とは、明らかに異なる思想に立つものである。

この点について、委託者がいったん受益権の全部を固有財産で購入するという信託実務上のニーズを満たすことが目的であれば、資産流動化法等の特別法で考慮すれば足り、一般法である信託法の中で受託者と受益者の地位の兼併を規定する必要はないとの批判がある。また、自己信託においては、委託者兼受託者兼後発的受益者の一人しか存在しない事態も許容されてしまう

が、この事態は、信託法理から説明することが困難であるとする(注12)。さらに、我が国の民事信託は、成長過程にあり、信託が健全に育っていくためには、信託の本来の形を国民に理解させ、社会に信託の健全性と安定性を定着させることが必要であるとし、信託という複雑で難解な法制度が必ずしも理解されていない我が国において、民事信託の分野においても自己信託と目的信託を導入しようとするのは、法政策的に妥当ではないと指摘する(注13)。

(注12) 新井誠・信託法〔第3版〕62ページ。

(注13) 新井誠・信託法〔第3版〕64ページ。

(5) 受託者の義務の任意規定化

信託行為に利益相反行為を許容する旨の定めがある場合、又は重要な事実を開示し、受益者の承認を得た場合等、一定の要件を満たした場合には、利益相反行為の制限が可能となった(信託法31条)。また、信託目的に照らし、相当であるときには、信託行為に定めがない場合でも、受託者が第三者に信託事務の処理をすることが許容され、受託者が第三者に委託することのできる範囲が拡大された。

この点については、信託の任意性を逆用して、それが信託契約であっても、契約である限り契約で何でも決めておけばいいということになると、実態はもはや信託ではないという事態になりかねないと危惧する見解があり、しかも、信託という聞こえのよい素人には受け入れやすいイメージだけを利用して、素人をだます手段に成り下がるようなら、信託の価値は地に落ちるとの警鐘がある(注14)。

(注14) 樋口範雄・入門信託と信託法256ページ。

(6) 新たな信託類型

受益権を表示する有価証券(受益証券)を発行することができる受益証券発行信託(信託法185条)、受託者の責任が信託財産に限定される限定責任信託(216条)、受益者の定めのない目的信託(258条)、委託者が自ら受託者となる自己信託(3条3号)が新設された。

このうち、自己信託及び目的信託は、資産流動化法で手当てすべきであり、一般法である信託法固有の問題ではないとし、今後、民事信託一般につき自己信託及び目的信託が可能となると、金融庁の監督が及ばないので、濫用が危惧されるとの指摘がある（注15）。

（注15） 新井誠・信託法〔第3版〕64ページ。

（6）会社法への依拠

受益者集会に関する規定（信託法106条等）が会社法の株主総会に関する規定に依拠していること、信託財産が法人とみなされること等、信託法の規定の多くが会社法の規定に依拠されたことによって、信託と会社の類似性が顕著となっている。

2 旧信託法の基本構造

（1）債権説

通説である債権説は、信託の構造について、物権的效果と債権的效果の二つの側面が有機的に結合しており、物権的効力によって財産権は完全に受託者に移転するが、そのような完全な権利といっても、内部的あるいは債権的に制約を受けると説いている（注16）。債権説の根拠は、我が国の判例・通説が民法176条の解釈として物権行為の無因性を否定していることから、受託者への完全なる財産権の移転及び委託者と受託者との間の債権的拘束が別個の法律行為として観念されることなく一つの法律行為として位置づけられることによるものである。ところで、信託は、財産権の名義が受託者に移転するものの、それが受託者の固有財産となるものではない点の特徴であるが、債権説はこの点につき、基本的には物権的な完全な所有権の移転がされた上で、債権的な拘束がされているものであるから、受益権は必然的に債権であるとの構成を採り、信託財産の固有財産からの独立性については、信託法の該当条文が民法の特別法として機能し、担保すると説いている。

（注16） 遊佐慶夫・信託法提要、青木徹二・信託法論、入江眞太郎・全訂信託法原論等、信託法のかつての諸権威によって支持されている。

（2）相対的権利移転説

譲渡担保の法的性質に関する判例理論（相対的権利移転説又は制限的権利移転説）を信託制度に当てはめ、所有権は対内的に受益者に帰属するが、対外的には受託者に帰属するとし、受託者に完全権が帰属すると説いた債権説を否定する（注17）。もっとも、同説は、必ずしも信託関係のすべてを同スキームで説明しようとしたものではなく、信託の多様性を認めた上で、債権説を完全に否定するものではなかったとの評価を受けている。

（注17） 岩田新・信託法新論57ページ以下。

（3）実質的法主体説

実質的法主体説は、信託の構造は英米法の独自の領域の伝統に従うべきであり、大陸法上の物権と債権の峻別という考え方に固執する必要はないのであり、民法上の原則に適合しない概念を作り出しても、それは法律行為自由の原則から認められるとする（注18）。この説は、通説である債権説に対する最も徹底かつ体系的な批判を試みており、債権説に対する代表的な反対説でもあり、旧信託法下における有力説を形成し、実務的にも高い支持を得ていた。

（注18） 四宮和夫・信託法〔新版〕91ページ以下。

（4）大阪谷説（注19）

実質的法主体説を全面的に批判している。最も対立構造が顕著なのは、受託者の法的地位と受益権についてである。実質的法主体説が受託者を排他的管理者として位置づけたのに対し、大阪谷説は、受託者は対外的に所有者と同様の権利主体性（所有者的地位）を有すると説く。また、実質的法主体説が受益権を単なる債権ではなく、物的権利として位置づけたのに対し、大阪谷説は、対人的権利（「随物権」特殊な債権）であると説く。

（注19） 大阪谷公雄・信託法の研究(上)(下)。

（5）田中説（注20）

債権説と実質的法主体説の折衷説として、金銭信託と不動産信託とでは信託財産それ自体の独立性又は受託者への帰属度に差があることから、信託の種類によって信託の構造そのものに対する理解を分けるべきであるとする説

である。また、同説は、受益権には、債権的要素と物権的要素が併存しており、どちらか一方に割り切ることはできないと説く。

(注20) 田中實「信託法講義」(信託107号～118号・昭和51年～54年)。

(6) 1990年以降の学説

本書の初版の発刊当時、我が国の信託法学説は、債権説と実質的法主体説の対立という比較的安定した時期にあった。しかし、1990年以降、従来の信託学説に拘束されない世代の研究者の台頭が目立ち、それは、新たな信託観を掲げて、信託法学説のうねりとして、注目された。また、これらの新説が信託法の立案過程で、その基本構造に大きな影響を与えたことも事実である。

ア 道垣内説(注21)

信託法の独自性や特殊性を極力否認し、信託法を民法や会社法など同質の制度として、我が国の私法体系に位置づけようとするものである。その中で、債権説的な構成を復活させた上で、信託とは、当該財産の所有権が形式的に管理者に移転された場合の物権的な救済を認めるための例外規定であり、副作用を除去するための規定であると説く。信託を一つの落ち着いたある「風景」に侵入した異端者であったと表現するなど、新鮮な技法で私法体系の中に信託法を描いている。

(注21) 道垣内弘人・信託法理と私法体系1996年有斐閣。

イ 神田説(注22)

信託の概念を民事信託と商事信託に分け、両者はニーズに差異があるので、適用される法理も異なるとする。旧信託法は民事信託を念頭に置いているので、商事信託の分野への適用には無理があるとする。商事信託の場合には、民事信託に必須とされる財産の存在や、委託者の意思は必須ではなく、何らかの商事性を有するアレンジメントやマーケットの意思こそが本質的な要素であると説く。

(注22) 神田秀樹・商事信託の法理について信託研究22号(1998年)。

ウ 樋口説(注23)

契約関係が自己責任を基礎とするのに対し、信託（信認）関係は、依存関係を基礎とするなど、信託制度は、契約関係ではなく、「信認関係」という別個の基盤の上に成り立つ独自のシステムであると両制度の差異を説いている。

（注23） 樋口範雄・フィデュシャリー「信認」の時代—信託と契約1999年有斐閣。

エ 能見説（注24）

我が国における商事信託の多様性を考慮し、信託を「財産処分モデル」、「契約モデル」、「制度モデル」に区分した。また、信託法の規定をできるだけ任意規定化し、信託に関する規制の大幅な緩和を求めるなど、伝統的な信託法理に挑戦状をたたき付けるような見解が注目された。

（注24） 能美善久・現代信託法2004年有斐閣。

3 登記実務の基本姿勢

信託法が債権説に基づき立案されたものであることが明らかとなり、旧信託法下における学説の対立は、立法的な解決を見たとされている。一方、登記実務においては、信託の法的な性質を物権か債権かというレベルで論ずることのみによっては、信託の第三者に対する効力等の権利関係を決することはできない。むしろ、我が国の法律においては、信託に限らず、当事者間の債権的な合意による請求権であっても、これを登記又は登録することによって第三者に対する一定の効力が認められることが予定されており（民法605条、不動産登記法105条2号、109条参照）、信託についても、これを不動産登記制度と結びつけることにより（信託法14条、不動産登記法97条以下）、信託契約に基づく権利関係を公示することが認められている。その意味では、受託者の物権に対する信託契約上の制約は、不動産については、物権的な保護を受けていると言える。

登記実務の論点については、各項で詳細な検討を試みるが、信託法が債権説に立脚したものであるということと、不動産登記法をどのように解釈すべきかという問題は、不可分密接ではあるが、基本的には別の問題と考えるべきであり、信託登記制度が不動産登記制度全体の枠組みの中で、いかに登記

理論との整合を採るべきかという視点からの具体的な法解釈が必要とされるのである。

第2節 信託に関する法律

第1 信託法制の歴史

1 起源

信託の世界的な起源は明らかではないが、①紀元前ローマ説、②中世イギリス説、③中古ゲルマン民族の遺言執行人説等、諸説ある。①は、起源前169年にローマの護民官クイントゥス・ヴォコニウスによって提案されたヴォコニウスの法の潜脱手段として成立した「信託遺贈制度」に近代信託制度の基本スキームとの共通性を認めようとするものである。②は、11世紀ないし13世紀のイギリスにおいて慣習法として成立した当初ユース（use）と呼ばれる形態が近代的な信託制度へ発展したとするものである。③は、フランク時代（5世紀末～9世紀）の終わりから中世にかけて存在したゲルマン法上の遺言執行制度であるザールマン制度が、イギリスの慣習法であるユース制度と融合し、現在の信託制度の基礎となったとするものである。

第1節第4でも触れたとおり、信託に類似する制度は多岐に及び、古くからあらゆる社会で信託の思想と法技術を用いた慣習が行われていたものと推測される。これらは、個別的に自然発生した制度であり、唯一無二の単一的起源から派生したものと捉えることはできない。よって、信託の源流を特定することは困難である。なお、②の中世イギリス説を近代信託制度の母体と解するのが通説である。

2 諸外国の信託法制の歴史

(1) イギリスの場合

11世紀に誕生したユースの制度は、ほぼ13世紀頃には、一般に普及したとされる。大きく、①出征する騎士たちが自分の家族のために、信頼できる友